

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」改正案に関する意見提出

	該当箇所	意見・理由
1	P.6～ 第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護委員会に報告する場合には、事業所管大臣への重ねての報告は不要となると解してよいか。</li> </ul>
2	P.29・7行目～ 「漏えい」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務を課した委託先または共同利用先（以下「委託先等」）が複数存在する中で、委託先等 A に送るべき特定個人情報を含むメール等を委託先等 B に誤送信した場合について、委託先等 B には守秘義務を課している上に委託または共同利用の相手方である「外部」とは言えないことから、この場合は「漏えい」にはあたらないと解することでよいか。</li> </ul>
3	P.38・7行目～ ※2・※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>※2に、「その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの確証がない場合がこれに該当する」との記載があるが、この確証とは「漏えいをしていないという確証」ではなく、「漏えいをしたという確証」を指しており、痕跡や専門家の指摘などの事実関係から漏えいの蓋然性があると事業者が判断した場合を「おそれ」と理解することでよいか。</li> <li>事業者ごとに情報システムの設計や設定が異なっており、セキュリティレベルも異なる。（※3）の事例（イ）について、単に「情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェア」が入り込んだことを検知したにとどまる場合や入り込んだが防御システムで制御されている場合等をおそれありとすると、相当の頻度で報告が必要となり現実的ではなく、各事業者のシステムやセキュリティレベルを踏まえ、初期段階の調査で不正通信が確認される等により漏えいの可能性があると判断される場合に「感染が確認された」と解することでよいか。</li> <li>「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合について、具体的な該当事例を提示いただきたい。</li> </ul>
4	P.46・14行目～ A 通知対象となる事態及び通知義務の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託元への通知により「委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される」とあるが、この場合であっても、本人との関係等から、委託元ではなく委託先から通知を行う方が適切と考えられるケースでは、委託先が本人通知を行う等、委託先の協力を得て行う方法も認められると解することでよいか。</li> </ul>
5	P.47・13行目～ 【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例（※）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つ目の事例で、本人に通知することがどのような理由で被害を拡大させることになるのか不明確。「本人が、同時にアップロードされている他者の情報を閲覧することになり」など、被害を拡大させる理由を記載してはどうか。</li> </ul>
6	P.50・6行目～ 【代替措置に該当する事例】	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替措置に該当する事例はいずれも何等かの形で「公表」することが前提となっているが、（※1）の冒頭の記載のように「代替措置として事案の公表を行わない場合」も有り得ると解することでよいか。例えば、当該事例の内容から公表が望ましくなく、かつ合理的努力を尽くしてもなお本人への連絡がかなわなかった場合は、この合理的努力を尽くしたことをもって「代替措置」を果たしたと解することでよいか。</li> </ul>

以上